

坂東市告示第162号

下記の書類は、宛先人の所在が不明なので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び坂東市税条例（平成17年坂東市条例第45号）第18条の規定に基づき、公示送達します。

なお、この書類は、当市収納課に保管してありますので、来庁のうえ受領ください。

令和8年10月5日

坂東市長 木村 敏文

記

送達する 書類の名称	送 達 を 受 け る べ き 者
差押調書（謄本）	野口 純平
以下余白	